

議 案

平成27年9月18日

千葉県環境審議会鳥獣部会

議案第 1 号

平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成27年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成27年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成27年11月15日から平成28年2月15日まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっている。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

捕獲制限頭数の引き上げ

銃猟の承認限度チーム数の一部引き上げ、承認限度人数の下限の引き下げ及び1チームあたりの承認可能地域数の引き上げ

(別紙)

平成27年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成27年11月15日から平成28年2月15日まで				
網猟・わな猟	銃 猟			
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中40頭まで(1人狩猟期間中30頭まで)	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中20頭まで(1人狩猟期間中10頭まで)	市町村名	承認限度 チーム数	承認限度人数 ※1チーム8～20名 (1チーム10～20名)
		市原市	2 (1)	16～40名 (10～20名)
		勝浦市	3	24～60名 (30～60名)
		大多喜町	5	40～100名 (50～100名)
		御宿町	1	8～20名 (10～20名)
		鴨川市	5	40～100名 (50～100名)
		鋸南町	2 (1)	16～40名 (10～20名)
		君津市	7	56～140名 (70～140名)
		富津市	5 (4)	40～100名 (40～80名)
		南房総市	1	8～20名 (10～20名)
		上記以外の 地 域	0	0名
		合 計	31 (28)	248～620名 (280～560名)

※表中の括弧内は平成26年度の規制内容。

【平成26年度との変更点】

網猟・わな猟の捕獲数制限を10頭増の40頭とする。

銃猟の捕獲数制限を10頭増の20頭とする。

銃猟の承認限度チーム数を市原市、鋸南町、富津市について各1チーム増とする。

銃猟の1チームあたりの承認限度人数の下限を2名減の8名とする。

銃猟の1チームあたりの承認可能地域数を1地域から2地域とする。

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第2号

嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区（面積：82ヘクタール 存続期間：平成27年11月1日から平成37年10月31日まで）を指定する。

嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
(特別保護地区の指定)

3 期 間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 理 由

当地域は、県内最高峰である愛宕山の南西に位置する嶺岡山鳥獣保護区の中でも、自然が数多く残され、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成27年10月31日で終了となるため、新たに平成27年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針案

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

嶺岡県有林三林班及び四林班

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的（管理方針を含む）

（指定目的）

当該地区は、県内最高峰の愛宕山の南西に位置し、全体が森林でスギ・ヒノキ等の人工林及び広葉樹林により構成されており、森林資源が豊富なことから優れた野生鳥獣の生息環境を形成し、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ホオジロ等の多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区内は、管理された県有林となっており自然も数多く残され、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため当該区域は、嶺岡山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（保護管理方針）

定期的な巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 82ha

内訳

ア 形態別内訳

林	野	8 2 h a
農	耕 地	— h a
水	面	— h a
そ	の 他	— h a

イ 所有者別内訳

国	有 地	— h a
地方公共団体	有地	8 2 h a
千 葉 県	有 地	8 2 h a
私	有 地 等	— h a
公	有 水 面	— h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— h a
自然公園法による地域	5 6 h a
嶺岡山系県立自然公園（普通地域）	5 6 h a
文化財保護法による地域	— h a
森林法による地域	8 2 h a
水源かん養・保健保安林	6 8 h a
水源かん養・土砂流出防止保安林	1 4 h a

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置	当該地域は県内最高峰である愛宕山南西に位置している。
イ 地形、地質等	温暖多雨で標高200～400m内外の丘陵地で起伏が多く変化に富んでいる。地質は嶺岡層群。
ウ 植物相の概要	シイ類を主体とした広葉樹林及びびすぎを主体とした人工林で構成されている。
エ 動物相の概要	鳥類はヤマドリをはじめとし40種が確認され、獣類はニホンザルをはじめとし9種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

鳥類 21科 40種

科名	種名
キジ	ヤマドリ
ハト	キジバト
サギ	コサギ
カッコウ	ホトトギス
タカ	トビ ノスリ サシバ
キツツキ	コゲラ
ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>
モズ	モズ
カラス	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス
シジュウカラ	ヤマガラ シジュウカラ
ツバメ	ツバメ
ヒヨドリ	○ヒヨドリ
ウグイス	○ウグイス ヤブサメ
エナガ	エナガ
メジロ	○メジロ
ムクドリ	ムクドリ
スズメ	スズメ
セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ
アトリ	カワラヒワ ウソ シメ

科名	種名
ヒタキ	トラツグミ シロハラ アカハラ ツグミ ルリビタキ ジョウビタキ イソヒヨドリ キビタキ オオルリ
ホオジロ	○ホオジロ カシラダカ アオジ

獣類 8科 9種

科名	種名
オナガザル	ニホンザル
アライグマ	アライグマ
イヌ	タヌキ
イタチ	イタチ アナグマ
ジャコウネコ	ハクビシン
ネコ	ノネコ
イノシシ	イノシシ
シカ	キョン

注) ○ … 一般的に見られる鳥獣
アンダーライン… 希少鳥獣に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成24年度 有害鳥獣捕獲許可件数 0件
加害鳥獣
被害作物

- ・平成25年度 有害鳥獣捕獲許可件数 0件
加害鳥獣
被害作物

- ・平成26年度 有害鳥獣捕獲許可件数 0件
加害鳥獣
被害作物

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みなし。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ア 特別保護地区用制札 一本
- イ 案内板 一基
- ウ 給水器 一基
- エ 給餌器 一基
- オ 巣箱 一個
- カ その他 なし

議案第3号

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の一部改正について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が平成27年5月29日に施行されたことに伴い、別紙新旧対照表のとおり法改正に伴う語句の修正を行うもの

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程</p> <p>(諮問の付議)</p> <p>第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができ、</p> <p>ただし、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。</p> <p>(小委員会の決議)</p> <p>第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができる ものとする。</p> <p>2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。</p> <p>一 <u>第二種特定鳥獣管理計画</u>の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項</p> <p>二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない 実施方法等の改善に係る検討に関する事項</p> <p>三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項</p>	<p>千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程</p> <p>(諮問の付議)</p> <p>第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができ、</p> <p>ただし、<u>鳥獣保護事業計画</u>、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。</p> <p>(小委員会の決議)</p> <p>第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができる ものとする。</p> <p>2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。</p> <p>一 <u>特定鳥獣保護管理計画</u>の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項</p> <p>二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない 実施方法等の改善に係る検討に関する事項</p> <p>三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項</p>

新	旧
<p>附 則 この規程は、平成25年8月28日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年12月19日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、平成25年8月28日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年12月19日から施行する。</p>